

○広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク内規

(令和5年6月8日研究科長決裁)

広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク内規

(趣旨)

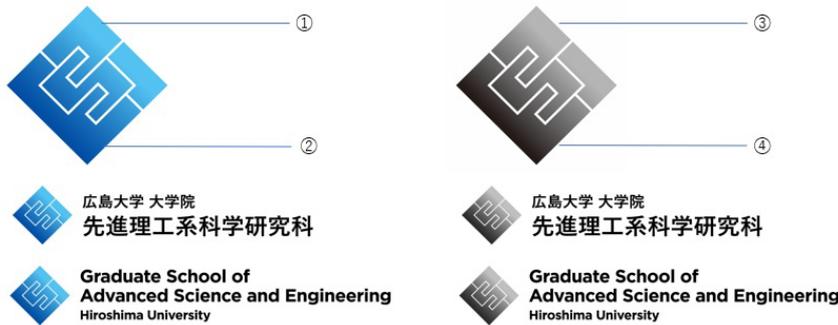
第1条 この内規は、広島大学大学院先進理工系科学研究科（以下「研究科」という。）のロゴマークに関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 ロゴマークは、学生、職員、同窓生その他研究科の関係者の連帯感を涵養するとともに、研究科の魅力・情報発信力の向上につなげることを目的とし、学内外に向け幅広く活用するものとする。

(形状等)

第3条 ロゴマークを使用する場合の形状等は、原則として次のとおりとし、改変しないものとする。



カラーコード：

①水色：C60 M0 Y0 K0 R84 G195 B242

②青色：C100 M70 Y0 K0 R0 G76 B163

③グレー：C0 M0 Y0 K40 R192 G192 B192

④黒色：C0 M0 Y0 K100 R40 G40 B40

ロゴタイプの文字は全て、C0 M0 Y0 K100 R0 G0 B0

第4条 ロゴマークに関する事務は、工学系総括支援室において行う。

(雑則)

第5条 この内規に定めるもののほか、ロゴマークに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、令和5年6月8日から施行する。

○広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク使用細則

(令和5年6月8日研究科長決裁)

広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク内規(令和5年6月8日研究科長決裁。)第6条の規定に基づき、広島大学大学院先進理工系科学研究科以下「研究科」という。)のロゴマークの使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用できる場合)

第2条 ロゴマークを使用できる場合は、次のとおりとする。

- (1) 研究科(学生で構成する団体及び研究科同窓会を含む。)が作成する配布物、出版物等及びウェブサイトを使用する場合
- (2) 学生、職員が研究科の教育研究活動等の成果を社会に発信する場合
- (3) その他研究科長がロゴマークの使用を認めた団体等が使用する場合

2 前項の場合においてロゴマークを使用する者は、研究科の尊厳と品位を損なわないよう配慮しなければならない。

(使用許可)

第3条 前条第1項第3号の場合であって、ロゴマークを使用する者は、広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク使用許可願(別記様式)を研究科長に提出し、許可を得なければならない。

2 研究科長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用を許可しないものとする。

- (1) 研究科の名誉が傷つけられるおそれがあるとき。
- (2) 営利目的で使用するとき。
- (3) その他ロゴマークの使用が適当と認められないとき。

(使用許可の取消等)

第4条 研究科長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、ロゴマークの使用の許可を取消し、又は使用を停止させることができる。

- (1) 研究科の名誉が傷つけられ、又は傷つけられるおそれがあるとき。
- (2) 営利目的で使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (3) その他ロゴマークの使用が適当と認められないとき。

(雑則)

第5条 この細則に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、研究科長が定める。

附 則

この細則は、令和5年6月8日から施行する。

別記様式(第3条第1項関係)

広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク使用許可願  
[別紙参照]

別記様式（第3条第1項関係）

年 月 日

広島大学  
大学院先進理工系科学研究科長 殿

申請者  
(住所)  
(団体名等)  
(代表者氏名)

印

広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク使用許可願

下記のとおり広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマークを使用したいので許可願います。

記

使用図案（寸法等記入）	別添のとおり
使用目的	
備考	

広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマーク使用許可書

使用図案（寸法等記入）	別添のとおり
使用目的	
使用許可条件	
備考	

上記のとおり広島大学大学院先進理工系科学研究科ロゴマークの使用を許可する。

年 月 日

殿

広島大学

大学院先進理工系科学研究科長 ○ ○ ○ ○